

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により、学校において予防すべき感染症には出席停止期間（下記参照）が定められています。下記の感染症に罹患した場合、本人の療養と学校における感染拡大を防ぐため、出席停止となり登校できません。

医師の指示に従い、登校許可があるまでは自宅でしっかり療養するようお願いいたします。
登校再開時には、下記の罹患報告書に保護者をご記入のうえ、担任まで提出してください。

学校感染症と出席停止期間の基準		
	病名	期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ [鳥インフルエンザを除く]	発症した後5日かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病 [溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など]	病状により、医師において感染のおそれがないと認められるまで

※その他の感染症…学校内での感染拡大を防ぐために、必要な時に限り、医師の意見を聞き、第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの

学校感染症罹患報告書（保護者の方が記入してください）

○発症日 平成 年 月 日（ ） 時頃

○受診日 平成 年 月 日（ ）

○医療機関名 _____

○診断名 _____

○登校再開日 平成 年 月 日（ ）

上記のとおり、学校感染症に罹患していましたが、医師の登校許可がでましたので登校を再開させます。

年 ホーム 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印